

財政的援助団体等監査の結果に関する報告

1 監査の概要

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、県が財政的な援助等を行っている出資団体（出資率25%以上の団体）、補助団体等、信託団体及び指定管理者（公の施設を管理する団体）について、当該団体の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行に関して監査を実施したものです。

2 監査実施団体

本県の財政的援助団体等は、多数にわたるため、次の60団体を選定して監査を実施しました。

区 分		団体数
出資団体	100%出資団体	7
	25%以上 100%未満の出資団体	9
	小 計	16
補助団体等	学校法人	18
	社会福祉法人	6
	商工会議所、商工会	10
	土地改良区等	3
	小 計	37
信託団体		1
指定管理者		6
合 計		60

なお、出資団体については、損失補償、債務保証、補助金等又は指定管理があれば併せて監査を行いました。また、指定管理者についても、補助金等があれば併せて監査を行いました。

団体区分	監査対象団体
100%出資団体	公益財団法人あいち男女共同参画財団 公益財団法人愛知県文化振興事業団 愛知県公立大学法人 社会福祉法人愛知県厚生事業団 公益財団法人愛知公園協会 愛知県土地開発公社 愛知県住宅供給公社

	愛西市商工会 知多市商工会 師崎商工会 西尾みなみ商工会 社団法人愛知県養豚協会 福田悪水土地改良区 財団法人愛知県教育職員互助会
信託団体	三井住友信託銀行株式会社
指定管理者	社会福祉法人愛知県盲人福祉連合会 一般社団法人愛知県観光協会 公益財団法人愛知県都市整備協会 岩間造園株式会社 岩間造園・トーエネックグループ 特定非営利活動法人愛知ネット

3 監査法人の活用

出資団体のうち、愛知県公立大学法人及び公益財団法人愛知県農業振興基金、指定管理者のうち、一般社団法人愛知県観光協会については、監査法人への委託により、公認会計士が監査に同行し、財務諸表に関する検証の精度を上げるとともに、事務事業の費用対効果の面からの考察も行いました。

4 監査結果の概要

監査を実施した結果、注意改善を必要とする事項が、10 団体において指摘事項が 2 件、指導事項が 8 件、検討事項が 2 件、計 12 件見受けられました。このうち 2 団体は、注意改善を必要とする事項が各 2 件ありました。

それぞれの事項には、主にどのような観点（合規性、効率性、有効性）から、注意改善を必要とするかを括弧書きで付しています。

なお、注意改善を必要とする事項のうち、指導事項はその程度が軽微なものであり、検討事項は改善に向けて検討する必要があるものです。

このほか、地方自治法第 199 条第 10 項の規定に基づき 2 件の監査意見を付しました。これらの内容は別紙のとおりです。

区分		団体数	注意改善を必要とする事項			計
			指摘事項	指導事項	検討事項	
出資団体	100%出資団体	7	0	2 (愛知県公立大学法人) (社会福祉法人愛知県厚生事業団)	0	2
	25%以上100%未満の出資団体	9	0	1 (一般財団法人愛知県私学振興事業財団)	2 (公益財団法人愛知県農業振興基金) (愛知県道路公社)	3
補助団体等		37	1 (学校法人葵学園)	4 (学校法人暁学園) (学校法人聖英学園) *(社会福祉法人愛知慈恵会)	0	5
信託団体		1	0	0	0	0
指定管理者		6	1 (特定非営利活動法人愛知ネット)	1 (特定非営利活動法人愛知ネット)	0	2
計		60	2	8	2	12

*当団体では指導事項が2件見受けられました。

<観点>

合規性：出納その他事務の執行が、法令等に従って適正に処理されているかという観点

効率性：同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという観点

有効性：所期の目的を達成しているか、また、効果をあげているかという観点

5 今後の予定

今回の監査の結果、知事等が監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、監査委員に通知があり、監査委員は、当該通知に係る事項を公表することとなります。

<参考>

○地方自治法―抜粋―

第199条 1～6 (略)

7 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

8 (略)

9 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

10 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。

11 (略)

12 監査委員から監査の結果に関する報告の提出があつた場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。

1 監査結果

(1) 注意改善を必要とする事項（指摘事項）【2件】

① 学校法人葵学園（団体区分：補助団体等）

【補助金が過大に交付されていたもの（合規性）】

私立幼稚園特別支援教育費補助金は、基礎単価に基準日に就園している障害児の人数を乗じて得られる額を交付するものであるが、葵第一幼稚園において、基準日（平成 24 年 5 月 1 日現在）に就園している障害児の人数を誤って報告したため、補助金 784,000 円が過大に交付されていた。

<過大に交付された補助金の内容>

○補助金の算定方法

784,000 円×平成 24 年 5 月 1 日現在に就園する障害児の人数＝補助金額

○過大交付となった補助金額

(誤) 784,000 円×3 人＝2,352,000 円

(正) 784,000 円×2 人＝1,568,000 円

(過大交付額) 784,000 円

② 特定非営利活動法人愛知ネット（団体区分：指定管理者）

【指定管理者として法及び基本協定に基づく報告を行っていなかったもの（合規性）】

公の施設の指定管理者は、地方自治法に基づき、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関する事業報告書を作成し、提出しなければならないとされている。また、愛知県青年の家の管理に関する基本協定においては、事業報告書に、指定管理業務の実施状況、施設の管理運営に係る収支状況、自主事業の実施状況などの事項を記載することとされている。

しかしながら、平成 24 年度に指定管理者が実施した事業の中に、報告がなされていないものがあつた。

<報告されていなかった事業>

○教員採用試験講座

・開催日 5 月 19 日、7 月 1 日、8 月 17 日、3 月 2 日、3 月 3 日

・受講者 130 人

・収支状況 収入 445,800 円（参加料 361,000 円＋利用料金収入 84,800 円）

支出 429,240 円（事業経費）

○科学実験キャラバン隊事業

- ・開催回数 96回
- ・参加者 7,775人
- ・収支状況 収入 520,313円（参加料等）
支出 450,771円（事業経費の一部）

<参考>

○ 地方自治法（抜粋）

第244条の2

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

○ 愛知県青年の家の管理に関する基本協定（抜粋）

第32条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第7項の規定に基づき、毎年度終了後、30日以内に、事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定管理業務の実施状況
- (2) 本施設の利用状況
- (3) 利用料金の収入の実績
- (4) 本施設の管理運営に係る収支状況
- (5) 人員の異動に関する状況
- (6) 本施設の利用者等からの苦情・意見等及びそれに対する対応状況
- (7) 第55条に定める自主事業の実施状況（以下「自主事業」という。）
- (8) その他必要事項

(2) 注意改善を必要とする事項のうち、その程度が軽微なもの（指導事項）【8件】

① 愛知県公立大学法人（団体区分：100%出資団体）

【権限を有しない者が契約の履行期限を延長していたもの（合規性）】

法人の会計規則では、契約の締結に当たっては、契約の目的、契約金額、履行期限その他契約に必要な事項を記載した契約書を作成しなければならないこととされている。また、履行期限は、契約における重要な要素の一つであることから、その変更は、理事長が自ら行うか、又は専決権を与えられた者の決裁により行わなければならないこととされている。

しかしながら、施設管理業務に係る委託契約において、契約書の変更手続を行うことなく、権限を有しない者が口頭により承諾し、履行期限を延長していた。

<履行期限を延長した委託契約>

- ・名称 愛知県公立大学法人施設管理業務委託4業務仕様書類作成支援業務委託契約
※4業務は、清掃、警備、設備運転管理、植栽維持管理である。
- ・契約金額 1,995,000円
- ・契約期間 平成24年7月30日から12月14日まで
- ・作業完了 平成25年1月30日
- ・作業完了の確認 平成25年1月30日

<参考>

○ 愛知県公立大学法人会計規則（抜粋）

第36条 競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約の目的、契約金額、履行期限その他契約に必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。

② 社会福祉法人愛知県厚生事業団（団体区分：100%出資団体）

【補助金が過大に交付されていたもの（合規性）】

民間社会福祉施設運営費補助金は、前年度の直接処遇職員増配置補助額に所定の係数を乗じて得られる額と福祉事業ポイント補助額との合計額で交付され、福祉事業ポイント補助額は、生活介護に係る算定額と入所支援に係る算定額を合算したものである。これらの算定額は、福祉サービスごとの基礎単価に福祉ポイント数及び施設の年間利用者数を乗じて得られる。

法人にあっては、愛厚すぎのきの里に係る民間社会福祉施設運営費補助金において、施設利用者数を誤って報告したため、補助金65,000円が過大に交付されていた。

<過大に交付された補助金の内容>

○補助金の算定方法

平成23年度の直接処遇職員増配置補助額×0.75+福祉事業ポイント補助額
=補助金額(千円未満切捨て)

- ・福祉事業ポイント補助額=生活介護に係る算定額①+入所支援に係る算定額②
- ・各算定額(①、②)=基礎単価×福祉ポイント数×年間利用者数

※生活介護及び入所支援の基礎単価は、各サービスの定員区分及び障害程度区分に応じて設定されている。

※福祉ポイントとは、障害者支援施設であれば、地域移行・地域生活への支援に積極的であるなど定められた基準を満たす場合に加算される係数である。

○施設利用者数の誤りの内容

次表のとおり各サービスの区分において施設利用者数を誤って報告していた。

(生活介護①)

(単位：円・人)

区分	基礎単価 (a)	福祉ポイント 数(b)	年間利用者数(c)		算定額①	
			(誤)	(正)	(誤)	(正)
6	108	3	13,081	12,845	4,238,244	4,161,780
5	82	3	3,413	3,425	839,598	842,550
4	58	3	2,478	2,570	431,172	447,180
3	53	3	791	814	125,769	129,426
計					5,634,783	5,580,936

(入所支援②)

(単位：円・人)

区分	基礎単価 (a)	福祉ポイント 数(b)	年間利用者数(c)		算定額②	
			(誤)	(正)	(誤)	(正)
6	29	2	17,393	17,083	1,008,794	990,814
5	24	2	4,596	4,618	220,608	221,664
4	20	2	3,333	3,457	133,320	138,280
3	16	2	1,063	1,094	34,016	35,008
計					1,396,738	1,385,766

○過大交付となった補助金額

(誤) $3,811,852 \text{ 円} \times 0.75 + (\text{①}5,634,783 \text{ 円} + \text{②}1,396,738 \text{ 円}) = 9,890,410 \text{ 円}$
千円未満切捨て → 9,890,000 円

(正) $3,811,852 \text{ 円} \times 0.75 + (\text{①}5,580,936 \text{ 円} + \text{②}1,385,766 \text{ 円}) = 9,825,591 \text{ 円}$
千円未満切捨て → 9,825,000 円

(過大交付額) 65,000 円

③ 一般財団法人愛知県私学振興事業財団 (団体区分：25%以上 100%未満の出資団体)

【嘱託員の通勤手当相当額が支給不足となっていたもの (合規性)】

法人では、週4日勤務の嘱託員を雇用しており、当該職員に係る各種手当については、県の取扱いに準じて通勤手当相当額を支給している。当該職員の通勤手当相当額を算定するに当たっては、算定の基礎となる1か月の通勤回数を17回とすべきところ、16回で算定した上で支給していたため、11,040円の支給不足となっていた。

<支給誤りの内容>

- ・ 認定経路及び区分 名鉄 桜町前～金山 (定期券)
地下鉄 金山～市役所 (manaca(マナカ))
- ・ 支給不足期間 平成23年10月から平成25年9月までの2年間
- ・ 1か月の通勤手当相当額の差額 (地下鉄分)
(誤) $230 \text{ 円} \times 2 \times 16 \text{ 回} - \text{ポイントによる還元額} = 6,520 \text{ 円}$
(正) $230 \text{ 円} \times 2 \times 17 \text{ 回} - \text{ポイントによる還元額} = 6,980 \text{ 円}$

(差額) 460 円
・支給不足額 460 円×24 か月＝11,040 円

④ 学校法人暁学園（団体区分：補助団体等）

【実績報告において補助対象経費を過大に計上していたもの（合规性）】

名古屋あかつき幼稚園の私立学校経常費補助金に係る実績報告において、法人の規程に定める教員の給料及び手当の算定方法を誤り、また、補助対象とならない研修の費用を誤って経費に含め、補助対象経費を過大に計上していた。

<実績報告の誤りの内容>

○教員の給料及び手当

法人の規程では、月の中途に退職した場合には、給料及び手当を日割り計算することとされているが、平成 25 年 3 月に中途退職した教員について、日割り計算がなされていなかった。

(誤)	補助対象経費（人件費）	102,776,976 円
(正)	補助対象経費（人件費）	102,671,936 円
(差額)		105,040 円(a)

○研修費用

県の補助金交付要綱では、他の地方公共団体の補助金の対象となったものは、補助対象経費から除くよう定められており、一部研修費用について、名古屋市の補助制度の対象となっていたものを、補助対象経費に含めていた。

(誤)	補助対象経費（経費）	20,520,907 円
(正)	補助対象経費（経費）	20,473,907 円
(差額)		47,000 円(b)

○過大に計上していた補助対象経費の額

105,040 円(a) + 47,000 円(b) = 152,040 円

<参考>

○ 愛知県私立学校経常費補助金交付要綱（抜粋）

第 2 条 前条に規定する経常的経費のうち補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

2 交付の対象となる学校の種別ごとの補助対象経費及び補助率又は補助額は、別表のとおりとする。

別表（第2条関係）

学校種別	補助対象経費	補助率又は補助額
1 学校法人が設置する高等学校、中等教育学校、中学校、小学校及び幼稚園とする。	<p>教育を行うために要する経常的経費で、次に掲げるものとする。ただし、国又は地方公共団体の他の補助金及び寄付金等の対象となったもの並びに別に定めるものを除く。</p> <p>人件費と経費（消耗品費、光熱水費等）</p>	定額

⑤ 学校法人聖英学園（団体区分：補助団体等）

【実績報告において補助対象経費を過大に計上していたもの（合规性）】

江南幼稚園始め 3 幼稚園の私立学校経常費補助金に係る実績報告において、過年度に開催された研修の費用は補助対象とならないにもかかわらず、当該費用を誤って経費に含め、補助対象経費を過大に計上していた。

<実績報告の誤りの内容>

○研修費用

平成 24 年 3 月に開催された研修の参加費を補助対象経費に含めて計上していた。

・江南幼稚園

(誤)	補助対象経費(経費)	19,466,395 円
(正)	補助対象経費(経費)	19,271,395 円
	(差額)	195,000 円 (a)

・師勝はなの樹幼稚園

(誤)	補助対象経費(経費)	17,483,915 円
(正)	補助対象経費(経費)	17,377,915 円
	(差額)	106,000 円 (b)

・丘の上幼稚園

(誤)	補助対象経費(経費)	11,155,926 円
(正)	補助対象経費(経費)	11,101,926 円
	(差額)	54,000 円 (c)

○過大に計上していた補助対象経費の額

$$195,000 \text{ 円(a)} + 106,000 \text{ 円(b)} + 54,000 \text{ 円(c)} = 355,000 \text{ 円}$$

<参考>

○ 愛知県私立学校経常費補助金取扱要領（抜粋）

3 補助対象経費

補助対象経費は、教育を行うために要する経費で〔中略〕「補助対象経費」欄に掲げる経費とする。ただし、次のいずれかに該当する経費は除くものとする。

- (1) 当年度中(4月1日から翌年3月31日まで)に経理上の一切の行為が完了しないもの。ただし、人件費及び電気、ガス、水道、電話等の継続的用役に対する支出を除く。

⑥ 社会福祉法人愛知慈恵会（団体区分：補助団体等）

【補助金が過大に交付されていたもの（合規性）】

ア 軽費老人ホーム利用料補助金

軽費老人ホーム利用料補助金は、施設におけるサービスの提供に要する費用基準額より本人からの費用徴収額を控除して交付されるものであり、本人からの費用徴収額は、入居者の所得に応じて21の階層に区分されている。

法人にあっては、当該補助金において本人からの費用徴収額を誤って計算したため、補助金が少なくとも90,000円過大に交付されていた。

<過大に交付された補助金の内容>

○補助金の算定方法

補助金額＝サービスの提供に要する費用基準額－本人からの費用徴収額

- ・サービスの提供に要する費用基準額は、所定の月額単価に毎月初日の入居者数を乗じて得られる額（45,700円×593人＝27,100,100円）である。
- ・本人からの費用徴収額は、入居者の所得に応じて21の階層に区分されている。

対象収入による階層区分		本人からの費用徴収額（月額）
1	1,500,000円以下	10,000円
2～8	略	略
9	2,200,001円～2,300,000円	40,000円
10～21	略	略

○階層区分の変更時期の誤り

- ・平成24年7月の階層認定の見直し時に、入居者のうち1名について、遺族年金を支給されていることが判明したため、同人の費用徴収額の階層を1階層から9階層に変更する必要があるが生じた。この場合、階層を受給開始時点まで遡って変更すべきであったにもかかわらず、事実が判明した平成24年7月以降のみ変更していた。
- ・このため、平成24年度においては、4月から6月までの3か月間、階層を誤っていたことになる。

階層区分の適用期間 (認定の対象となる 収入)	階層区分		収入(円)			
			年金	遺族年金	控除額	差引額
平成24年7月～ (平成23年分)	9		984,732	1,292,530	35,360	2,241,902
平成24年4月～6月 (平成22年分)	(誤)	1	987,396	0	34,460	952,936
	(正)	9	987,396	*1,290,000	34,460	2,242,936

*平成22年分の遺族年金1,290,000円は推計であり、正確な金額は不明である。

○過大交付となった補助金額

当該入居者は平成25年3月に死亡しているが、平成24年度において、少なくとも補助金90,000円が過大に交付されていた。

$(40,000 \text{円} (9 \text{階層}) - 10,000 \text{円} (1 \text{階層})) \times 3 \text{か月} = 90,000 \text{円}$

イ 結核予防対策事業費補助金

結核予防対策事業費補助金は、所定の単価に結核健康診断の受診者数及び補助率を乗じて得られる額を交付するものである。

法人にあっては、地域密着型特別養護老人ホーム風の苑マグノリアに係る結核予防対策事業費補助金において、結核健康診断の受診者数を誤って計上したため、補助金1,130円が過大に交付されていた。

<過大に交付された補助金の内容>

○補助金の算定方法

単価(1,695円) × 受診者数 × 補助率(2/3) = 補助金額

※医療機関で直接撮影を受ける場合の単価は1,695円

○過大交付となった補助金額

(誤) $(1,695 \text{円} \times 26 \text{人}) \times 2/3 = 29,380 \text{円}$

(正) $(1,695 \text{円} \times 25 \text{人}) \times 2/3 = 28,250 \text{円}$

(過大交付額) 1,130円

⑦ 特定非営利活動法人愛知ネット(団体区分: 指定管理者)

【消費税等を二重に計算した請求書に基づき、工事請負費を過大に支払ったもの(合規性)】

非常灯用バッテリー取替工事において、請負業者から、消費税等込みの発注額にさらに消費税等相当額が加算された額の請求書が提出されたが、内容を十分に確認せず請求書どおり支出したため、業者に46,033円を過大に支払っていた。

<過大に支払った工事請負費の内容>

- ・工事名 愛知県青年の家非常灯用バッテリー取替工事
- ・契約日 平成24年4月10日

- ・工期 平成 24 年 4 月 10 日から 5 月 17 日まで
- ・支払日 平成 24 年 6 月 20 日
- ・支払内容 (誤) 966,695 円(920,662 円×1.05) [支払額及び請求額]
(正) 920,662 円[発注額：消費税等込]
(過払い額) 46,033 円

(3) 改善に向けて検討する必要があると認められるもの（検討事項）【2件】

① 公益財団法人愛知県農業振興基金（団体区分：25%以上 100%未満の出資団体）

【適正な業務執行のための方策を検討するよう求めるもの（合规性・有効性）】

法人は、愛知県の農業振興と農村の活性化を図り、魅力ある地域社会の形成に寄与することを目的として設立されたものである。

主な事業として、農業者の組織する団体等が行う活動に対し助成金を交付する事業や青年等の就農促進のための資金を貸し付ける事業などがあり、適正かつ効果的に事業を運営することが求められる。

しかしながら、法人の会計規程、助成事業業務規程等に定められた事業執行の手続が適正に行われていないものが見受けられたので、公益財団法人として諸規定に基づいて適正に事業を執行するための方策について検討されたい。

<適正さを欠く事務処理の例>

- 就農支援資金関係資料集の作成は、県の青年農業者等育成センター事業費補助金の補助対象事業であるが、印刷作成伺いの起案日と業者の請求書の受理日がいずれも平成 24 年 4 月 6 日となっていた。また、この印刷物は納品されていたが、納品書が保管されておらず、納品確認を行った事実も確認することができなかった。
- 法人の助成事業業務規程では、助成事業者が事業計画を変更する場合には、事前に承認手続を行うよう定められている。しかし、事前の承認手続が行われず、平成 24 年 11 月の事業完了後、同年 12 月に変更承認申請書が提出され、運営委員会において事後審査を行った上で、理事長が承認した。
- 法人では、運営委員会を設置して、新農業ビジネスモデル推進事業に対する経費助成を審議しているが、経費助成を受けた団体の役員が運営委員会に委員として参画していた。運営委員会で当該団体が行う事業に係る経費助成を審議する際には、利益相反の関係があるため、当該団体の役員は審議に加わるべきではない。しかし、審議の場から退席しておらず、また、議事録には審議に加わっていない旨の記載もなかった。

<参考>

○ 公益財団法人愛知県農業振興基金助成事業業務規程（抜粋）

第10条 助成金の交付の決定の通知を受けた者が、当該通知にかかる事業（以下「助成事業」という。）について、変更をしようとするときは、計画変更承認申請書（様式第4号）を理事長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、助成金の変更をきたさない次の各号に定める変更についてはこの限りではない。

- (1) 経費配分の変更が、経費の能率的あるいは効率的使用に資するものであり、かつ、助成目的の達成に支障がないと認められる場合。ただし、経費の目的を実質的に変更しない限度とすること。
- (2) 助成目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更
- (3) 助成目的を損なわない事業計画細部の変更
- (4) 助成事業費の20%以内の変更

② 愛知県道路公社（団体区分：25%以上100%未満の出資団体）

【回収の確実性に応じて未収金に係る引当金の計上を検討するよう求めるもの（合规性・有効性）】

平成24年度に、契約解除により57,334,171円の損害賠償請求権が発生しているが、契約当事者間のものであり、裁判等により確定しておらず、相手方の状況からして回収が危ぶまれるものである。しかしながら、公社にあっては、貸借対照表では流動資産の未収金に、損益計算書では業務外収入の雑益に、それぞれ計上している。

この未収金について、回収の確実性を今一度検証した上で、貸倒引当金など適切な引当金の計上を検討されたい。

<損害賠償請求権の内容>

○解除した契約

- ・契約名 平成24年度有料道路料金徴収業務委託(猿投ブロック)
- ・履行期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
- ・契約金額 184,243,500円(a)
- ・相手方 日本ロードサービス株式会社中部支社

○経緯

- ・業務委託契約を締結していた相手方が、契約に基づく委託料支払請求権を無断で第三者4名に譲渡した。また、このうちの1名を債権者として、平成24年6月19日に福岡地方裁判所から差押命令が発せられた。
- ・請求権を第三者に譲渡したことが契約違反であるため、平成24年7月9日限りで契約を解除したが、契約解除までの委託料は、50,477,671円(b)であった。
- ・平成24年7月10日以降の業務について、別の業者と契約を締結し直したが、契約額は191,100,000円(c)であり、当初の委託料より相当高額なものとなった。

- ・このため、当初の契約相手方に損害賠償請求を行ったが、未納となっている。

請求日 平成 24 年 7 月 10 日（支払期限は書面到達後 2 週間以内）

督促 平成 24 年 8 月 13 日

催告 平成 25 年 2 月 8 日、9 月 5 日

○損害賠償請求金額

当初の契約を継続していた場合の委託料と新たに締結した契約による委託料の差額を損害賠償請求金額とする。

新たな契約額(c)－（当初の契約額(a)－契約解除までの委託料(b)）

=57,334,171 円

2 監査意見【2件】

○ 補助団体の監査結果に添えた監査意見

- (1) 補助金についての的確な指導を行うよう求めるもの（合規性・効率性）

〔所管課 県民生活部学事振興課（私学振興室）〕

私立学校経常費補助金は、私立学校の教育条件の維持向上、父母負担の軽減及び経営の安定化を目的に、私立学校の設置者が教育を行うために要する経常的経費に対し、設置者に交付するものである。

この補助金の補助対象経費、補助率及び補助額は、学校の種別ごとに定められており、補助額については、生徒数や前年度決算額等に基づき算定される金額（定額）としている。

今回の監査では、18 学校法人について監査を実施したが、このうち 6 法人において、補助対象経費に対象とならない経費を含めて計上しているなど、補助金の実績報告の誤りが見受けられた。補助金の過大交付につながり注意改善を必要とする事項に該当する事例は、2 法人で認められたが、これらの実績報告の誤りは、いずれも補助制度の基本的な事項に関する理解不足が原因と考えられるものであった。

については、補助金に関する適切な事務処理を確保するため、補助制度の内容や取扱いについて、わかりやすいマニュアル等を作成し、補助金の対象となる学校法人の実情に応じた説明会を実施するなど効果的な周知を行うとともに、さまざまな機会を利用して指導に努められたい。

<実績報告の誤りの内容（注意改善を必要とする事項に該当した事例）>

- ・他の地方公共団体の補助金の対象となる経費等を計上したもの〔学校法人暁学園〕

1 件 152,040 円

- ・前年度履行の経費（研修参加費）を計上したもの〔学校法人聖英学園〕

3 件 355,000 円

<上記以外の主な誤りの内容>

- ・ 中学校教員による生徒の海外研修引率経費について高等学校分にまとめて計上したもの
1 件
- ・ 電話料金等の期末未払金を計上したもの
3 件
- ・ 前年度履行の経費（研修参加費等）、期末未払金（保守点検料、警備業務費、清掃費）を計上したもの
11 件
- ・ 前年度契約の工事に係る経費を計上したもの
1 件

※件数は、学校法人が設置する学校（高等学校、幼稚園等）の数により計算している。

<参考>

○ 私立学校経常費補助金補助対象経費記入要領（抜粋）

1 一般的事項

(4) 補助対象外経費については、愛知県私立学校経常費補助金取扱要領に定めるもののほか次による。

ア 前期末前払金・期末未払金については、当年度の活動に対応する支出ではあるが、支払いが前年度又は翌年度であるので、補助対象外とする。

イ 当年度中に経理上の一切の行為（契約・納品・請求・支払いの全て）が完了しなければ当年度の事業とはならないので補助対象外とする。

ただし、賃借料、保守点検料等で 1 年を超える期間で契約している場合、当年度中の経費であることが契約で明確にされており、かつ、当年度中に支払われるものは、補助対象になる。

また、電気、ガス、水道、電話等の継続的用役に対する支出については、支払日の属する年度をもって当年度とすることができるので、期末未払金又は期末前払金とした場合を除き、補助対象となる。

(2) 補助金についての的確な指導と審査を行うよう求めるもの（合规性・効率性）

〔 所管課 産業労働部中小企業金融課 〕

商工会等においては、税務や経理の知識に乏しい小規模事業者に対して、委嘱した記帳指導員や商工会等の職員である記帳指導職員が、記帳の初歩から決算、税務申告までの一貫した継続指導を行っている。県では、これらの記帳指導員等の設置に要する経費について、小規模事業経営支援事業費補助金により商工会等の支援を行っている。

記帳指導員等の設置に係る補助金については、指導を行った小規模事業者の数や指導回数が補助金の算定の際に重要な要素となっているため、商工会等にあつては、実績報告に当たり、記帳指導員等の活動の記録を記帳継続指導台帳や日計表に残すことが必要となる。

今回の監査では、10 の商工会等について監査を実施したが、この中で、記帳継続指導の実績が記帳継続指導台帳や日計表に記載されないまま、実績報告がなされていた事例が見受けられた。補足調査の結果、指導の事実は確認されたが、所管する県民事務所においては、実

績報告書の確認に当たり、この事実を見過ごし、補助金額の確定を行っていた。

については、補助金に関する適切な事務処理を確保するため、商工会等に対して適正な実績報告を提出させるよう指導を強化するとともに、実績報告の審査に当たっては、実績報告に記載された内容が補助条件に適合しているかについて、現地調査や証拠書類等の照合による適切な確認が徹底されるよう措置を講じられたい。

<参考>

○小規模事業経営支援事業費補助金における記帳指導員等の設置費の補助要件

記帳指導員等が小規模事業者に対して実施すべき記帳指導業務については、補助金運用方針で、必要な延べ指導回数及び年間3回以上指導すべき事業者数を責任数として定めている。